東京帝国大学法学部助手に関する一考察-昭和戦前期を中心に-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学大学院 公開日: 2015-10-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐々木, 研一朗 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17555

政治学研究論集
第35号　2012. 2

東京帝国大学法学部助手に関する一考察
――昭和戦前期を中心に――

A Study of Research Associates at Tokyo Imperial University Faculty of Law in 1926–1945

博士前期課程　政治学専攻　2010年度入学
佐々木　研一朗
SASAKI Ken-ichiro

【論文要旨】

本稿は昭和戦前期，すなわち1926（昭和元）年12月25日から1945（昭和20）年８月15日までの東京帝国大学法学部助手の実体を明らかにする。具体的には，次の２つについて取り上げて検討する。一つは昭和戦前期の東京帝国大学法学部助手の経歴などのデータを実証分析して，この時期の東京帝国大学法学部助手の共通性や傾向性を明らかにすること。もう一つは，助手経験者の自伝や回顧談などの史料を整理して当時の助手の採用や研究室の環境といった実状を明らかにすること。この２つである。これらの分析の結果，昭和戦前期にこの助手制度は自立した研究者たる教員を養成し，東京帝国大学をはじめとする全国の帝国大学に供給する制度として運用され，また機能していたことが明らかになった。これは研究者の分母を増やしたという点において，日本の法学史及び政治学史の形成に寄与していたと考えることができる。

【キーワード】 東京帝国大学法学部，助手，一高，研究者養成，実証分析

はじめに
1　昭和戦前期の助手を実証分析する
　(1)　任用数
　(2)　出身高校・所属学科・専攻分野
　(3)　退任後の就職先
2　昭和戦前期の助手の実状にせまる
　(1)　採用に至るまで

論文受付日　2011年10月３日　　大学院研究論集委員会承認日　2011年11月９日

(2) 職務と給与

(3) 研究室とその日常

むすびにかえて

はじめに

筆者はこれまで東京帝国大学法学部助手について，大正期の実体を明らかにした[1]。本稿はその続編として，昭和戦前期[2]の実体を明らかにする。本稿では，具体的には次の２つについて取り上げて検討したい。一つは，後述する調査によって把握した昭和戦前期の東京帝国大学法学部助手の経歴などのデータを実証分析して，この時期の東京帝国大学法学部助手の共通性や傾向性を明らかにすること。もう一つは，助手経験者の自伝や回顧談などの史料から当時の助手の採用や研究室の実体などを明らかにすること。この２つである。

1 昭和戦前期の助手を実証分析する

(1) 任用数

ここでは，昭和戦前期の助手について実証分析を試みたい。筆者はこれまで，昭和戦前期に採用された58人の氏名を，このうち45人の経歴データを得ることができた[3]。本稿では，このデータを用いて助手の実体分析を試みる。はじめに，任用数の推移を見てみたい。ここで，次の図１を見てほしい[4]。

図１　任用数の推移

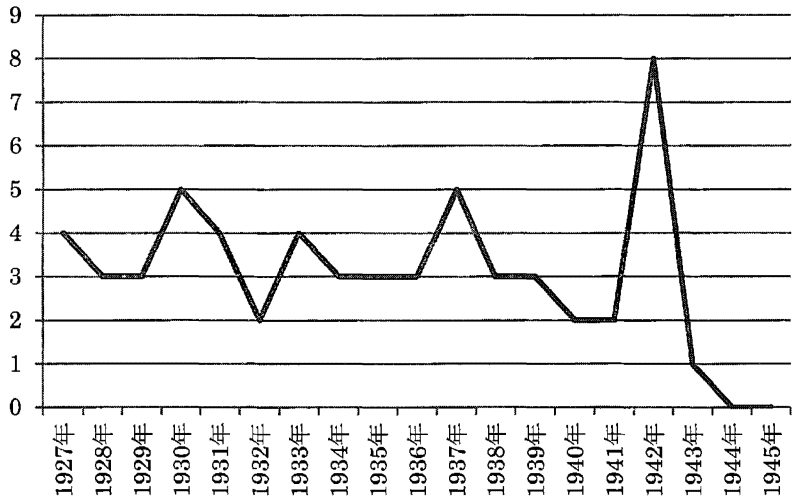

筆者作成（注３参照）

こうして見ると，年度毎の任用数に幅があることがわかる。一番任用数が多かったのは1942

(昭和17) 年の8人であり，一番少なかったのが1943 (昭和18) 年の1人である。この次に任用数が多いのは1930 (昭和5) 年と1937 (昭和12) 年の5人である[5]。この間の平均をとると，毎年3.1人となる。毎年だいたい3人前後を任用していることがわかる。また任用数が多い年の翌年は少なく，任用数が少ない年の翌年は多いという傾向もうかがえる。

(2) 出身高校・所属学科・専攻分野

出身高校

つづいて，出身高校について見ていきたい。はじめに，次の表1を見てほしい。出身高校が判明している助手37人を出身高校別にまとめたものである。これを見ると，第一高等学校出身者が突出していることがわかる。同校出身者は14人いて全体の38%を占めている。次に多いのが大阪高等学校で4人いて11%である。それ以外の高等学校については，それぞれ1人から3人前後であった。第一高等学校は東京帝国大学に多くの卒業生を輩出していたことから，こうした結果になることもうなずける[6]。

表1　助手の出身高校

高等学校名	人数	(%)
第一高等学校	14	38%
大阪高等学校	4	11%
第三高等学校	3	8%
第五高等学校	3	8%
第二高等学校	2	5%
浦和高等学校	2	5%
私立成城高等学校	2	5%
広島高等学校	2	5%
第六高等学校	1	3%
第八高等学校	1	3%
私立武蔵高等学校	1	3%
東京高等学校	1	3%
福岡高等学校	1	3%
小　計	37	100%

筆者作成（注3参照）

所属学科

次に，所属学科について見ていきたい。この当時，東京帝国大学法学部には法律学科と政治学科という2つの学科が存在していた[7]。学生は，両者のうちいずれかに所属していた。次の表2は，所属学科が判明している助手39人を所属学科別にまとめたものである。

これを見ると，法律学科に所属していた助手が多数を占めていることがわかる。法律学科は28人いて72％である。一方，政治学科は11人いて28％である。当時，東京帝国大学法学部では法律学科に所属する学生のほうが政治学科に所属する学生よりも多い傾向にあった[8]。助手の所属学科の比率は，それを反映していると考えることができる。

表2　助手の所属学科

	人数	(％)
法律学科	40	66％
政治学科	21	34％
小　計	61	100％

筆者作成（注3参照）

専攻分野

最後に，専攻分野について見てみたい。助手はそれぞれ，例えば憲法や民法，刑法，商法，法制史，政治学などの専攻分野を有していた。これらは法学と政治学とに大別することができる。法学はさらに基礎法学，民刑事法，公法の3つに区分することができる[9]。次の表3は，専攻科目と区分の対応関係をまとめたものである。

表3　専攻分野の分類

区　分		専　攻　分　野
法学	基礎法学	法制史，比較法制史，羅馬法，英吉利法，仏蘭西法，独逸法，法理学
	民刑事法	民法，商法，民事訴訟法，破産法，海法，労働法，刑法，刑事訴訟法，国際公法，国際私法
	公法	憲法，国法学，行政法
政治学		政治学，政治史，外交史，行政学，米国憲法，歴史及外交，政治学史，東洋政治思想史

筆者作成（注9参照）

表4　助手の専攻分野

区　分		人数	(％)
法学	基礎法学	9	20％
	民刑事法	26	57％
	公　法	4	9％
政治学		7	15％
小　計		46	100％

筆者作成（注3参照）

表3にあげた区分に従って専攻分野が判明している助手46人を整理すると，上にあげた表4の通りになる。これを見ると，法学を専攻する者が多いことがわかる。法学を専攻する者は合計して39人いて全体の85％を占めている。一方政治学を専攻する者は7人と少なく，全体の15％に過ぎ

ない。法学の内訳を見てみると，一番多いのが民刑事法を専攻する助手で26人いて全体の57％を占めている。次いで多いのは基礎法学を専攻する助手で９人いて全体の23％いる[10]。意外にも公法を専攻する助手がわずか４人しかおらず，全体の９％である。関連の深い政治学専攻の助手７人と合わせると11人にいて，全体のうち24％を占める。専攻分野の多寡をまとめると，「民刑事法＞基礎法学＞政治学＞公法」ということがわかる。統治のための学問を教授すると考えられた東京帝国大学法学部において，昭和戦前期には公法すなわち憲法や国法学，行政法や政治学を専攻する助手はそれほど多くなかった。

(3) 退任後の就職先

退任後の就職先

最後に，助手が退任した後の就職先について検討してみたい。次の表５は，助手の退任後の就職先を機関別にまとめたものである[11]。

表５　退職後の就職先

就職先	人数	(％)
東京帝国大学法学部	17	46％
東北帝国大学法文学部	4	11％
九州帝国大学法文学部	2	5％
京城帝国大学法文学部	2	5％
台北帝国大学文政学部	2	5％
東京商科大学	1	3％
非常勤講師	5	14％
その他	4	11％
小計	37	100％

筆者作成（注３参照）

これを見ると，助手のおよそ半数が東京帝国大学法学部に引き続き留まっていたことがわかる。分析期間中，東京帝国大学法学部に留まった助手は17人いて退職後の職が判明している者のうち46％を占めている。ついで多いのが，地方の各帝国大学に赴任した者である。東北帝国大学法文学部，九州帝国大学法文学部，京城帝国大学法文学部，台北帝国大学文政学部に赴任した者が合計して10人いて26％を占めている。一方大学の非常勤講師にしか就けなかった者が５人いて，全体の14％にのぼっている。このことから，助手の退任後の就職先は東京帝国大学法学部が半数を占めていて多いものの，一様ではなかったことがわかる。また分析から言えることとして，京都帝国大学法学部に赴任した助手がいないこと，くわえて私立大学の専任教員になったものがいないことをあげることができる。これは大学教員の自給の観点から見て，興味深い事実であろう。

とはいえ，東京帝国大学法学部に残れるかどうかについては年度によってバラつきがあった。次

の表6を見てほしい。任用された助手のうち東京帝国大学法学部に留まった人数の比率を年度別にまとめたものである。これを見ると，1929（昭和4）年や1936（昭11）年のように67％も残っている年度がある一方，1927（昭和2）年や1939（昭和14）年から1941（昭和16）年のように一人も残らなかった年度がある。

表6　東大残留率

	任用数（a）	東大残留（b）	東大残留率（b/a）
1927年	4	0	0%
1928年	3	1	33%
1929年	3	2	67%
1930年	5	2	40%
1931年	4	2	50%
1932年	2	1	50%
1933年	4	2	50%
1934年	3	1	33%
1935年	3	1	33%
1936年	3	2	67%
1937年	5	2	40%
1938年	3	1	33%
1939年	3	0	0%
1940年	2	0	0%
1941年	2	0	0%
1942年	8	2	25%
1943年	1	0	0%

筆者作成（注3参照）

「一中―一高―東大」ライン

分析の最後に，「一中―一高―東大」ラインについて若干述べておきたい。これまで見てきたように，東京帝国大学法学部助手には様ざまな高等学校出身者が採用されている。どの高校に入れば助手になれるか，ということを確定的にいうことは難しい。中学校も含めて考えると，なおさらそうである。しかしながら，興味深いあるラインが存在していることも事実である。それが「一中―一高―東大」ラインである。「一中」とは，東京府立第一中学校，「一高」とは第一高等学校のことである。

先に見たように，東京帝国大学法学部助手のうち第一高等学校出身者は一番多い。そのうち，さらに出身中学校が東京府立第一中学校だった者を抽出した。このラインを歩んで助手になった者は，次の表7にある通りである。指摘し得ることとして，このラインを歩んだすべて者が東京帝国大学法学部助教授，後に教授になっている。このことはもちろん，一高が多くの東大進学者を輩

出したことなどが一因であると考えられる[12]。しかしながら，それにしても興味深い事実である。

表7 「一中―高-東大」ライン

氏 名	出身中学	出身高校	出身大学学部	学 科	卒業年次	採用年次	助手退職後の就職先	左記就任年次
鈴木竹雄	東京府立第一中	第一高等学校	東京帝国大学法学部	法律学科	1928	1928	東京帝国大学法学部助教授	1930
兼子一	東京府立第一中	第一高等学校	東京帝国大学法学部	法律学科	1929	1929	東京帝国大学法学部助教授	1931
石井良助	東京府立第一中	第一高等学校	東京帝国大学法学部	法律学科	1930	1930	東京帝国大学法学部助教授	1932
石井照久	東京府立第一中	第一高等学校	東京帝国大学法学部	法律学科	1931	1931	東京帝国大学法学部助教授	1933
野田良之	東京府立第一中	第一高等学校	東京帝国大学法学部	法律学科	1935	1936	東京帝国大学法学部助教授	1939
丸山眞男	東京府立第一中	第一高等学校	東京帝国大学法学部	政治学科	1937	1937	東京帝国大学法学部助教授	1940

筆者作成（注3参照）

2 昭和戦前期の助手の実状にせまる

(1) 採用に至るまで

ここでは，助手が採用に至るまでのプロセスの実体にせまりたい。はじめに，吉田熊次・本多弘人『文科諸学の研究及奨励に関する調査報告』を見てみよう。ここには助手の採用について，次のように記されている。

> 助手ノ採用方法ハ助手ヲ志望スル者ハ研究題目ヲ定メテ指導教授ニ申請ス，指導教授ハ学業成績ヲ参考シ教授会ニ報告，ソノ審議ノ結果決定ス[13]

この記述は事実だったのか。採用の実体は，助手自身が助手時代を回顧した文献にいくつか見ることができる。本稿では，これらの文献から助手の採用の実体を探っていきたい[14]。まず1928（昭和3）年に助手に任用された商法学者の鈴木竹雄は，次のように述べている。

> 昭和二年の春，多分，五月頃ではなかったかと思うのですが，学部の事務室から私のところへ，「田中〔耕太郎〕教授が会いたいといっておられるから，一度，先生をお訪ねするように」という手紙がまいりました。それで何事かならんと思ってうかがいましたところ，先生が「君は研究室に残って勉強する気はないか」といわれたので，非常にびっくりしたわけなんです[15]。

次に1935（昭和10）年に助手に任用された刑法学者で戦後の数々の立法改革に参画，後に最高裁判所判事に就任する団藤重光は，自身が助手を志望するときのことを次のように述べている。

> ―小野〔清一郎〕先生とも学生時代から親しくされていたのですか。

いえ。〔…〕いよいよ助手に残ることを決心したときに，研究室の小野先生のお部屋に伺って，助手に採用していただけないかとお願いしてからです。そうしたら，先生は，私のことを前々からマークしておられたらしくてね。「君が団藤君か。よく君のほうから申し出てくれた。実は，僕のほうから君に目をつけて，残ってもらいたいものだと思っていたんだ。」とたいへん喜ばれたのですよ[16]。

一方，1933（昭和8）年に助手に任用された民法学者の有泉亨は，自身の採用の経緯を次のように語っている。

もうちょっと勉強したいということで大学院に残ったんです。〔…〕我妻〔栄〕先生に相談にのって貰いました。〔…〕一年経ったところで，我妻先生から，君の成績はどのくらいか，助手になるつもりはないかという話があって，思いがけずに助手に残ったんです[17]。

1937（昭和12）年に助手に任用された政治学者で日本政治思想史学者の丸山眞男は，学生たちとの対話の中で次のように述べている。

私は連合通信にでも入ろうと思っていたんです。そうしたら，ある日フッと見たら，“法学部助手募集”というのが掲示板に出ている。それで，受けてみる気になった。受けると言ったって，試験は別にないんです[18]。

〔南原繁の〕演習と懸賞論文という二つのことと，まあ一応成績も参照して，結局助手採用が内定したんです[19]。

この丸山の採用に関しては，彼の指導教官であった南原繁が後年次のように述べている。

だいたい私どもは，学問ばかりは向うから本当に進んで飛びこんでくる人でないと適当ではないという考えをもっていた。前にも話したように，私が演習をずっとやっていた一つの目的はそれですね。学問に対する興味を覚えて，みずから進んで学者になりたいという人の出てくる機会をつくる。一方では特別の素質と熱心さをもつ人を発見する。それにしてもこっちから勧誘するということはできない。ですから丸山君にもそれをたしかめた[20]。

また，次のような興味深い事例もある。後にジャーナリストとして活躍する松本重治である。彼自身によれば，彼は次のような経緯で助手になった。

インターナショナル・ジャーナリストになりたいということを考えながら〔アメリカ留学から〕帰ってきたら，鶴見〔祐輔〕君と高木〔八尺〕先生と前田多門さんと黒木三次さんの4人が集まってくれて，ぼくの将来の計画の相談になって〔…〕それで一応アメリカ研究，高木先生のところのお弟子にあずかるというふうになってしまったわけです。

また高木先生がわりあい珍しく引き受けてくださって，小野塚〔喜平次〕先生に話したら，小野塚先生が早速やってくださって，翌年の4月の初めから助手になるところを，それまで待っているのはばからしい，1月の初めから助手になって入ったらどうだと言われて，1月から入ることになったわけです[21]。

こうして見ると，採用の経緯は人それぞれ多様であるが，共通して本人の志望と指導教授の「引

き」があることがわかる。南原による丸山の採用において顕著に見られるように，指導教授による助手志望者の資質の見極めが重要視されていたと考えられる。

(2) 職務と給与

職務

つづいて，助手の職務と給与について見ていきたい。東京帝国大学助手は，その設置を定めた東京帝国大学官制第九条で「学術技芸ニ関スル職務ニ服ス」と規定されていた[22]。しかしながら，この条文の規定からでは，具体的な職務の内容はわからない。しかも助手の職務は各学部によって相当程度異なっていたという。そこで実際に，助手経験者の回顧談などから職務の実体を探っていきたい。助手の回顧談などを見ると，大まかに次の3つの職務があったと考えることができる。1つ目は自身の研究と「助手論文」の作成，2つ目は『法学協会雑誌』あるいは『国家学会雑誌』の編集，3つ目は指導教授の研究補助その他の業務である。

研究テーマと「助手論文」

1つ目の自身の研究について。助手の第一の職務は自身の研究をすることである。助手は任期2年ないしは3年の間で，自身の研究をまとめ「助手論文」[23]を作成しなければならなかった。このことについて，前述した商法学者の鈴木竹雄は次のように述べている。

> 田中〔耕太郎〕先生に弟子入りしたまだ学生のときに，先生から，「合名会社の社員という問題をやれ」といわれたことがある。それでやってみたんですけれども，何をどう勉強していいのか〔…〕さて，何もわかっていないのですから取りつきようもない。
>
> そのうち，二年目になっていよいよ助手論文を書かなければならないということになったとき，田中先生が「株主平等の原則というのをやってみたら」といわれたんですけれども〔…〕こちらは非常に困ったのです[24]。

1932（昭和7）年に助手に任用された民法学者で法社会学者の川島武宜は，「助手論文」について次のように述べている。

> 私は研究室に入るや否や，我妻〔栄〕先生から，「助手の任期は二年だから，二年後には助手論文を書き上げるのが義務である。それは『法学協会雑誌』の一月号から連載しなければならないから，前年の十月末，おそくても十一月半ばには，少なくとも第一回掲載分の原稿が完成していなければならない」と言い渡されたのです。そうしてそのときに，「どんな問題でもいいから君の好きなテーマで研究したらいいが，参考までにぼくが思いついたものを言うとすれば，『請求権競合』という問題は，かねて民法学界では日本のみならず外国でも論ぜられてきた興味あるものだから，そういう問題をやってみるのも一案だろう」という示唆を戴いたのでした[25]。

ここで興味深いのは，いずれも指導教授から研究テーマを与えられているという点である。こう

した例の最たるものは，丸山眞男の場合だろう。丸山は自身が日本政治思想史を専攻することになった経緯について，次のように述べている。

私は，ヨーロッパの政治思想史をやるつもりだったんです。そうしたら〔南原繁〕先生が，「君は日本をやれ」というわけです。日本政治思想史です。日本思想というのは，当時，国体精神とか，皇道思想とか，ろくなのがないんです。(笑)。大変私の印象が悪いわけです。〔…〕そんなの，とてもやる気がしない。すると先生が，「いや，だからやる必要がある〔…〕」というわけです。「〔…〕これからはどうしたって，日本の思想史を科学的にやっていかなくてはいけない」ということを先生に言われ，いやいやながら日本思想史を始めたわけです[26]。

一方，自身で研究テーマを決めた例も存在する。前述した刑法学者の団藤重光は，次のように述べている。

助手の任期は当時二年でしたから，初め少なくとも秋ごろまでは全く自由な勉強をしたいと考えていました。そして，一年目の終りくらいに大体計画を立てて，残りの一年間で助手論文を書くつもりでいたのです。

ところが，小野〔清一郎〕先生は，そういう点は非常に慎重な方で，助手になったとたんに，「そういう呑気な計画では間に合わない。いますぐ決めろ。」といわれるんですよ。だけど，こっちはまだ白紙で，なんにも知らないでしょう。何に興味を持つかわからないし，ちょっと早すぎると思ったんですが，先生がどうしても決めろとおっしゃるのでね。〔…〕「訴訟行為」の問題がおもしろいのじゃないだろうかと考えて，まずもう抽象的に決めちゃったんです。そして，「訴訟行為をやりたいと思います」と小野先生に申し上げたら，先生も「よかろう」ということで〔…〕[27]

助手にとって研究テーマの選定と「助手論文」の執筆は何よりも重要視されていた。助手の第一の職務は自身の研究であったと言える。

雑誌の編集業務

2つ目の『法学協会雑誌』あるいは『国家学会雑誌』の編集について。法学を専攻する助手は前者の，公法あるいは政治学を専攻する助手は後者の雑誌の編集をしなければならなかった。この業務について，先に述べた川島は次のように述べている。

私の場合には，『法学協会雑誌』の編集の手伝いをするように命ぜられました。〔…〕はじめは，私は毎月，執筆される先生方のところへ行って原稿をいただいてくるのですが，先生方はなかなか約束どおり書いてくださらないし，われわれは雑誌を必ず期日に出さなければならないというので，たいへん苦労をしたものです。そのようにしていただいた原稿の割りつけをして，それから印刷所に渡します。印刷がおくれそうになると，これまた督促をして校正に精を出さなければなりません[28]。

前述の丸山もまた，次のように述懐している。

助手になってから毎月やることというと，『国家学会雑誌』の編集です。ひと月のうち最後の一〇日は『国家学会雑誌』で丸潰れです。編集会議は研究室内で，〔…〕ぼくらは末輩に連なってやるのです。企画はそこで決まるのですが，雑誌づくりはもっぱら助手の仕事です。〔…〕表紙作りからゲラ直しまで，ぜんぶこっちがやるわけです[29]。

このように，自身の論文執筆と並行してこうした業務をこなさなければならなかった。しかしながら，この雑誌編集の業務は相応の「旨み」もあったようである。つまり，この編集業務には手当てが支払われていたのである。これは編集作業に携わった助手たちの間で，頭割りしていたようである。このことについて，先に述べた団藤は次のように述べている。

そのかわり編集費として月二〇円もらえるのです。そうすると，〔給与が〕合わせて月額八五円になって，普通の官庁より一〇円はいいわけで，官庁に行った仲間などにも羨ましがられたものです[30]。

丸山もまた，「発売元の有斐閣から毎月一五円ずつ手当てが出る。一五円で三人だと五円ずつになるのです。あるときなんか〔辻清明と佐藤功〕二人とも応召してしまって，ぼくだけ残りました。そうすると一五円もらうわけで」[31] と述べている。

研究補助その他の業務

3つ目の指導教授の研究補助その他の業務について。まず指導教授の研究補助だが，これは指導教授によって様ざまであった。例えば，川島は指導教授である我妻栄の論文の注の構成や文献整理をしていた[32]。後にジャーナリストになる松本重治は，指導教授である高木八尺の研究室の本のカードをすべて手書きで作成していた[33]。それ以外に，例えば民法や商法などの私法を専攻する助手は毎週一回，末広厳太郎らが主催していた民事法判例研究会に参加し，報告することが義務付けられていた[34]。これはなかなかたいへんだったようであり，いくつか興味深い回顧談が残っている。例えば，前述した民法学者の有泉亨は，1935（昭和10）年彼の2年後に採用された同じく民法学者の山中康雄の報告のときの様子を次のように記している。

山中君とは，同君が東大法学部の助手になった時からの知り合いである。判例研究会ではじめて担当事件について報告をされた折に，途中まで音吐朗々と用意したメモを読み上げていた同君が，しきりに鼻のあたりの汗をぬぐっていたと思ったら，急に「何を言っているのか自分でわからなくなりましたので，この次にさせて頂きます」とやめてしまった。〔…〕末広〔厳太郎〕などの大先生がいならぶことであがったというのである[35]。

くわえて『東京大学百年史』によれば，1933（昭和8）年1月の法学部教授会において「試験監督ヲ助教授及ヒ助手ノ任務トスルコト」が決定されている[36]。このことから，試験監督も助手の職務の1つであったようである。

給与

ついで給与について触れておきたい。内閣印刷局編『職員録』と文部省大臣官房秘書課編『文部省職員録』によれば，助手は1921（大正10）年以降1940（昭和15）年まで判任官七級，1943（昭和18）年以降は判任官六級と定められている[37]。この級数と俸給表上の俸給を対応させると，この当時助手の給与は65円であったことが分かる。

ところで，この65円という貨幣価値は当時の生活水準から見るといったいどれくらいのものなのだろうか。この点について川島武宜は，次のように述べている。

> 当時，助手の月給は，前にも話しましたように，六十五円でした。その頃本郷で六畳の部屋に下宿をすると，高級な新築の下宿屋で，二食付一ヵ月三十三円ないし三十五円ぐらいでした。ですから，当時の月給は食住の二月分に当たるわけです。それから，たとえばわれわれが友だちと一緒に熱海あたりへ旅行しますと，まずまず上等という旅館で，一泊大体五円くらいでした[38]。

団藤重光もまた，次のように述べている。

> そのときは，助手の給与が月額六五円でした。普通の官庁の初任給が七五円で，それよりは一〇円安いのですよ。
>
> しかし，私は，そのうち半分以上を国もとに仕送りしていましたからね。助手の間はずいぶん苦しい生活で，食事も最小限に切り詰め，書物なんかほとんど買えなかったのです[39]。

このように，月給65円と言うのは大学を卒業したての者が生活をしていくのに足る額であったと考えられる。

(3) 研究室とその日常

3つの共同研究室

最後に，助手の職場である研究室の実体について見ておきたい。助手はどのような環境下で研究を進めていたのだろうか。研究室については，前述した1940（昭和15）年に刊行された吉田熊次・本多弘人『文科諸学の研究及奨励に関する調査報告』に次の記載がある。

> 学科別ニ研究室ヲ設ケルコトナク，法学部研究室全体ガ一研究室デアル
>
> 助手ハ二名乃至三名ニテ一室ヲ使用ス，コレヲ共同研究室ト称シ，民事法室，公法政治室，其ノ他ノ三室アリ[40]

この研究室の割り当てについてだが，丸山は次のように述べている。

> 第一共同研究室と第二共同研究室とがあって，豊崎光衛さんと佐藤〔功〕くんとが第一共同研究室。〔…〕辻〔清明〕くんと，〔…〕折茂豊くんが第二共同研究室に入ったのです。第一共同研究室では，野田，来栖，豊崎が法律系統で，佐藤，丸山が政治系統です。佐藤くんは憲法だけれど[41]。

丸山が研究室に入ったのは1937（昭和12）年であるが，この発言に従えば研究室は民事法，公

法政治というように専攻別に分かれていたわけではないようである。丸山自身，1936（昭和11）年に助手に任用されたフランス法学者の野田良之の追悼文の中でも，「私の入った第一共同研究室という大部屋には，助手が法律政治ごちゃまぜに居り」，第二研究室も同様にごちゃまぜであったと述べている[42]。また1942（昭和17）年に助手に任用された労働法学者で戦後，明治大学法学部助教授になる松岡三郎は，それから5年後の研究室について次のように述べている。

> たしか，その頃，東大の法学部の研究室には，共同の助手部屋が三つあった。わたくしは，行政学専攻の辻清明さん（後に東大教授），憲法専攻の佐藤功さん（現在上智大学教授）と同じ部屋に配属されていた。わたくしに与えられた机は，助教授に昇格したために部屋を出られたばかりの東洋政治思想史の丸山真男さんが使用していた古机であった。
>
> わたくしのはっきりした記憶だけを述べると，隣の部屋には，国際法専攻の高野雄一さん（現在東大教授），もう一つの部屋には，民法専攻の三宅正男さん（現在名古屋大学教授），磯田進さん（後に東大社研教授）が居た[43]。

このように，法学部研究室は2つの共同研究室が存在しており，専攻に関係なく様ざまな助手が同じ研究室でともに研究を進めていたようである。

「研究室の牢名主」，「助手部長」戒能通孝

ここで，昭和戦前期の法学部研究室について述べるにあたって欠いてはならない人物を一人紹介したい。「研究室の牢名主」，「助手部長」と呼ばれた戒能通孝である。戒能は1930（昭和5）年に助手に採用され，民法を専攻していた人物である。指導教授は末広厳太郎である。戒能は助手の任期満了後，東京帝国大学法学部はもとより大学に職を持つことができなかった。彼は中央大学で非常勤講師をつとめながら，食い扶持を稼いでいた。この戒能であるが，指導教授であった末広厳太郎のはからいで法学部研究室の出入りを許されていた。いわゆる居候である。彼は研究室で自身の勉強，研究を進めると同時に，後輩にあたる助手の面倒をよくみた[44]。こうしたことから，しばしば彼は「研究室の牢名主」あるいは「助手部長」と呼ばれた[45]。

戒能については1935（昭和10）年に助手に任用されたドイツ法学者の山田晟，先に述べた民法学者の山中康雄や労働法学者の松岡三郎など，少なからぬ助手たちが彼について言及している[46]。ここで興味深いのは，いずれもが一緒に食事をとったこと，戒能の「博学無比」について言及していることである。例えば，団藤重光は次のように述べている。

> ただ，研究室では，専門の違う者も，皆で昼飯を食べに行ったりするわけです。〔…〕しかもそのころは，OBがいろいろいて，一番よく話したのが戒能通孝さんだったでしょうか。われわれのところへよくやって来られて，一緒に食べに行こうなんて言って，いろんなことを議論したものですよ[47]。

また丸山眞男も戒能について，次のように述べている。

> そのときに多く誘ってくれたのは戒能通孝さんです。〔…〕戒能さんは中央大学の講師で，

もちろん山上御殿の食堂へは行けないから助手の部屋に誘いにくるわけです。ぼくは戒能さんからよく教わりました[48]。

ここから一つ言い得ることは，専門を異にする助手たちがともに昼食をとり，ともに学び合っていたということである。大正期にこの事実があったことは拙稿でも指摘したが[49]，昭和戦前期にも引き続いていたことがわかる。丸山の言葉を借りれば，「牧歌的」とでも言い得ようか。その際，戒能がある意味で仲介役を買っていたのである。このように戒能という突出した個性の存在は，法学部研究室という知的共同体の形成に一役買っていたと考えていいと思われる。

むすびにかえて

次の図2を見てほしい。法学部教員中，助手出身者が占める割合について1927（昭和2）年8月から1943（昭和18）年6月までの間の推移を示したものである。なお，ここで教員とは教授及び助教授のことをいい，助手は含まない。

図2　法学部教員中，助手出身者が占める割合の推移

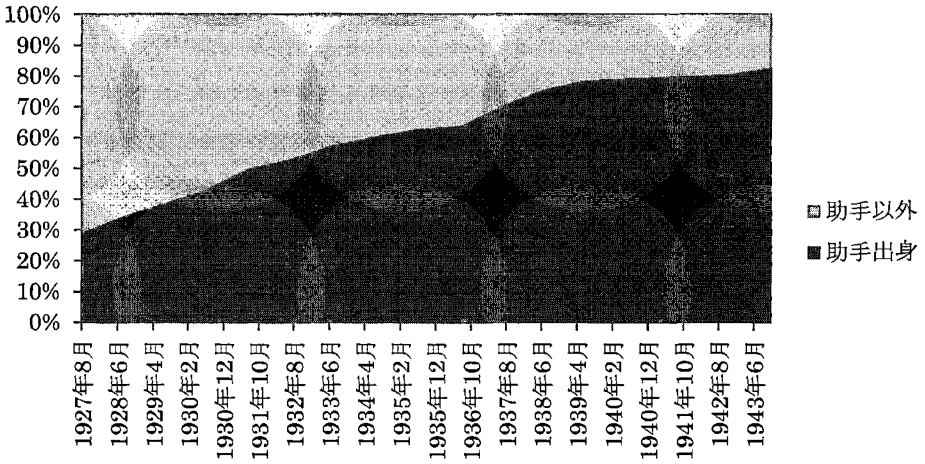

筆者作成（注3参照）

これを見ると，助手出身の教員が徐々に増加していることがわかる。1927（昭和2）年8月には29％だったのが，1943年11月1日には83％にまで増加している。逆に助手出身でない教員は71％だったのが，17％にまで落ち込んでいる。ちなみにこの17％のうちわけは，当時学部長であった法学者の末広厳太郎，政治学者で戦後，東京帝国大学総長[50]になる南原繁，英米法学者の高柳賢三[51]，外交史学者の神川彦松[52]，刑法学者の小野清一郎，法学者で戦後，文部大臣，参議院議員，最高裁判所長官，国際司法裁判所判事を歴任する田中耕太郎，そして米国史学者の高木八尺の7人である。彼ら7人について言い得ることとして，大学院を経て助教授になった者，官吏を経て助教授になった者，あるいは双方を経て助教授になった者といった経歴を持つ人が少なくない[53]。

このことは，果たしてどのようなことを指し示しているのだろうか。少なくとも，この助手制度

が東京帝国大学法学部の教員を安定的に供給する制度として運用され，そして機能したことは明らかである。言いかえれば，助手制度とは東京帝国大学法学部を成り立たせるために，必要な人材をリクルートし，指導し，自立した教員として養成する制度であったということである。これはこの国の学史の形成において，それを形成する人材を少なからず提供したという点において資したと言い得るだろう。また養成方法も今日のような大学院におけるコースワークではなく，むしろオン・ザ・ジョブ・トレーニングに近いものであったと言える。しかも採用も閉鎖的なものであった。この国家機関を構成する人びとが助手出身者へと一本化され，均質化していく過程であったと見ることができる[54]。

最後に，今後の研究の展望を概観しておきたい。一つは，戦後の新制東京大学法学部における助手制度の実体分析を通じて法学と政治学の展開を検討してみたい。戦後の学制改革によって，全国の都道府県に国立大学がそれぞれ一校以上設置されることになった。法学部を設置した大学も少なくない。そこではいかなる政治学関係科目が開設され，人材が教員として配されたのか。こうした大学教員の需要の増大に対して東大法学部，とくに助手制度はどのような役割を果たしたのか。このことによって，日本の法学史及び政治学史はどのような展開をたどることになったのか。もう一つは，東大法学部と相対して法学と政治学の展開に大きな役割を果たしていた京都大学法学部，早稲田大学や慶應義塾大学，そして明治大学といった私立大学についても検討をしてみたい。

[1] 助手制度に関する先行研究の概要及び問題点の指摘，大正期の東京帝国大学法学部助手の実体については，拙稿「東京帝国大学法学部助手に関する一考察―大正期を中心に―」『政治学研究論集』第34号（明治大学大学院，2011年）16-33頁。

[2] 本稿で昭和戦前期とは，1926（昭和元）年12月25日から1945（昭和20）年８月15日までのことを指す。

[3] 本稿執筆時点で一部，出身高校や所属学科が不明な助手がいることをあらかじめ記しておく。この場合，それらは分析から除外している。経歴の把握に用いた資料は，次の通り。

事典類・年史

『東京大学百年史　部局史一』（東京大学，1984年）1-263頁。

秦郁彦『日本近現代人物履歴事典』（東京大学出版会，2002年）。

助手経験者の著作集・回顧録など

戒能通孝『戒能通孝著作集　第Ⅷ巻　公害』（日本評論社，1977年）293頁。

鈴木竹雄・竹内昭夫『商法とともに歩む』（商事法務研究会，1978年）648-649頁。

安井郁『道―安井郁　生の軌跡―』（法政大学出版局，1983年）363-365頁。

川島武宜『川島武宜著作集　第十一巻』（岩波書店，1986年）319-320頁。

団藤重光『わが心の旅路』（有斐閣，1986年）385-421頁。

丸山眞男『丸山眞男集　別冊』（岩波書店，1997年）25-87頁。

刑部荘著，高見勝利編『刑部荘著作集』（慈学会出版，2008年）760-761頁。

雑誌記事・紀要など

北海道大学法学部『北大法学論集』第14巻第２・３号（1964年）246-248頁。

一橋大学『一橋論叢』第57号第５号（1967年）663-664頁。

東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第18巻第１号（1967年）216-217頁。

東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第20巻第５・６合併号（1969年）367頁。

名古屋大学『法政論集』第54号（1971年）212-213頁。

成蹊大学『成蹊法学』第19巻第6号（1974年）3-12頁。
日本海法会議編『海法会誌』復刊第18号（1974年）229-237頁。
東北大学法学会『法学』第39巻第1号（1975年）133-134頁。
東北大学法学会『法学』第39巻第2号（1975年）138-139頁。
東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第26巻第3・4合併号（1975年）358-359頁。
明治学院大学『法学研究　明治学院論叢』第247号（1976年）131-132頁。
広島大学『政経論叢』第26巻第5号（1977年）1-2頁。
学習院大学『学習院大学法学部研究年報』第14号（1979年）7-8頁。
中京大学『中京法学』第16巻第1号（1981年）4-5頁。
北海道大学『北大法学論集』第31巻第3・4号（1981年）475-477頁。
北九州大学法学会『法政論集』第10巻第1・2合併号（1982年）343-344頁。
独協大学『獨協法学』第21号（1984年）158頁。
早稲田大学『早稲田法学』第60巻（1984年）47-80頁。
日本法哲学学会編『法哲学と社会哲学　法哲学年報（1985）』（有斐閣，1985年）168頁。
国際基督教大学『社会科学ジャーナル』第22号（2）（1985年）133-137頁。
上智大学法学会『上智法学論集』第28巻第1～3号（1985年）289-291頁。
大阪大学法学部『阪大法学』第133・134巻（1985年）512-513頁。
成城大学『成城法学』第22巻（1986年）233-234頁。
東北大学法学会『法学』第44巻第5・6号887-888頁。
名古屋大学『法政論集』第88巻（1981年）429-431頁。
明治大学法律研究所『法律論叢』第58巻第4・5合併号（1986年）690-701頁。
上智大学法学会『上智法学論集』第30巻第2・3号（1987年）293-296頁。
広島修道大学『修道法学』第10巻第2号（1988年）巻末3頁。
南山大学法学会『南山法学』第13巻第2・3合併号（1989年）259-260頁。
創価大学『創価法学』第19巻第3・4合併号（1990年）155-157頁。
国際基督教大学『社会科学ジャーナル』第29号（3）（1991年）219-224頁。
内藤謙編『平野龍一先生古希記念論文集　下巻』（有斐閣，1991年）410-414頁。
東北学院大学『東北学院大学論集』第43・44合併号（1994年）4-5頁。
日本学士院『日本學士院紀要』第53巻第3号（1999年）210-216頁。
村上淳一「追悼 日本におけるドイツ法研究と山田晟先生」日独法学会編『日独法学』第22巻（2005年）1-5頁。
法政大学法学部『法学志林』第102巻第2号（2005年）129-130頁。

その他

東京大学『東京大学学内広報』第1398号（2010年）68頁。

4 ここでは，任官の発令がされた日に基づいて起算した。

5 1937(昭和12)年に採用された5人というのは丸山眞男，辻清明，佐藤功，豊崎光衛，折茂豊の5人である。後年，丸山は自身を含めたこの採用について「助手は五人採用になって，法学部としては例を見ないほど多人数なのです」と述べている。松沢弘陽・植手通有編『丸山眞男回顧談（上）』（岩波書店，2006年）207頁。

6 竹内洋『〈日本の近代12〉学歴貴族の栄光と挫折』（中央公論新社，1999年）122-130頁。次の表は，前掲書にある1925（大正14）年から1942（昭和17）年までの高校別の東京帝国大学法学部進学者数の表から助手の出身校のみを抽出してまとめ直したものである。これを見ると，第一高等学校が突出していたことがわかる。

高等学校名	人　数	高等学校名	人　数	高等学校名	人　数
第一高等学校	1909	第八高等学校	491	広島高等学校	308
第三高等学校	729	東京高等学校	420	私立武蔵高等学校	219
浦和高等学校	728	福岡高等学校	419	私立成城高等学校	71
第五高等学校	708	第二高等学校	365	—	—
第六高等学校	615	大阪高等学校	326	—	—

筆者作成（竹内洋『〈日本の近代12〉学歴貴族の栄光と挫折』129頁参照）

[7]『東京大学百年史　資料三』（東京大学，1984年）21頁。

[8] 前掲『東京大学百年史　部局史一』394-397頁。1927（昭和2）年3月から1944（昭和19）年9月までの東京帝国大学法学部卒業生数は，次の表の通り。

	法律学科	政治学科	合　計
人　数	6631	5203	11834
(%)	56%	44%	100%

筆者作成（『東京大学百年史　部局史一』394-397頁参照）

[9] ここでは現在の東京大学法学部・法学政治学研究科におけるコース分類を参考にした。（http：//www.j.u-tokyo.ac.jp/in/sougouhousei_syoukai.html）（2011年9月27日閲覧）

[10] 政治学を専攻する7人を除いて法学を専攻する39人だけで見てみると，実定法を専攻する者は30人で77%，基礎法学を専攻する者は9人で23%になる。実定法を専攻する助手が多いことがわかる。

[11] 本分析にあたって助手の退職後の就職先とは，原則として助手が退職後に就いた最初の常勤の職とした。分析期間中，非常勤講師しか就いていない者については非常勤講師の項目に算入した。また分析期間以後に就職した助手については，本分析からは除外した。

[12] 前掲『〈日本の近代12〉学歴貴族の栄光と挫折』122-130頁。

[13] 吉田熊次・本多弘人『文科諸学の研究及奨励に関する調査報告』（山縣秀美堂，1940年）209頁。

[14] 本文中の以下の引用についてだが，断りのない限り，亀甲括弧は筆者が補ったものである。

[15] 前掲『商法とともに歩む』5頁。鈴木の指導教授である田中耕太郎については，次の通り。前掲『日本近現代人物履歴事典』319頁

1915（大正4）年5月　東京帝国大学法科大学法律学科卒業，内務省勤務
1917（大正6）年9月　東京帝国大学法科大学助教授
1923（大正12）年3月　同法学部教授

[16] 前掲『わが心の旅路』67頁。引用中，質問者は刑法学者で東京大学法学部教授の井上正仁。団藤の指導教授である小野清一郎については，次の通り。前掲『日本近現代人物履歴事典』137頁。

1917（大正6）年3月　東京帝国大学法科大学法律学科卒業，司法官試補
1919（大正8）年1月　東京帝国大学法科大学助教授
1922（大正11）年　同法学部教授

[17] 前掲『社会科学研究』第18巻第1号（1968年）190頁。我妻栄については，次の通り。有泉亨編『追想の我妻栄』（一粒社，1974年）2頁。

1920（大正9）年7月　東京帝国大学法学部法律学科卒業，大学院特選給費生採用
1921（大正10）年7月　東京帝国大学法学部助手
1922（大正11）年7月　同助教授
1927（昭和2）年3月　同教授

[18] 丸山眞男「日本思想史における「古層」の問題」『丸山眞男集　第十一巻』（岩波書店，1996年）155頁。

[19] 同上，157頁。ちなみにこの懸賞論文は緑会懸賞論文のことであり，1936（昭和11）年の出題者は丸山の指導教授になる南原繁であった。テーマは「政治学に於ける国家の概念」であり，丸山は第二席Ａに入選した。当選論文は，丸山眞男『丸山眞男集　第一巻』（岩波書店，1996年）5-32頁，丸山眞男『戦中と戦後の間』（みすず書房，1976年）4-33頁に掲載されている。丸山の指導教授である南原繁については，次の通り。前掲『日本近現代人物履歴事典』383頁。

1914（大正３）年７月　東京帝国大学法科大学政治学科卒業（首席），内務省勤務

1921（大正10）年５月　東京帝国大学法学部助教授

1925（大正15）年８月　同教授

[20] 丸山眞男・福田歓一編『聞書き 南原繁回顧録』（東京大学出版会，1989年）239-240頁。

[21]『松本重治先生に聞く』（東京大学アメリカ研究資料センター，1980年）19-20頁。この辺りの事情については，松本重治『上海時代（上）』（中公新書，1974年）20-25頁，松本重治（聞き手―加固寛子）『聞書・わが心の自叙伝』（講談社，1992年）85-87頁にも記述がある。松本の指導教授である高木八尺については，次の通り。前掲『日本近現代人物履歴事典』298頁。

1915（大正４）年５月　東京帝国大学法科大学政治学科卒業，大学院入学

1916（大正５）年８月　大蔵省専売局書記

1919（大正８）年５月　東京帝国大学法学部助教授

1924（大正13）10月　同教授

[22]『東京大学百年史　資料一』（東京大学，1984年）335頁。

[23] ここで「助手論文」について定義的な話をしておく。少なくとも公開されている資料から，この時期の「助手論文」について明確に定義をした文献あるいは内規などを見つけることはできなかった。助手経験者の話を総合して勘案すると，次のように定義することができると考える。すなわち，助手任期中に自身の研究成果をまとめたもので，『法学協会雑誌』又は『国家学会雑誌』のいずれかに掲載された論文ということである。

[24] 前掲『商法とともに歩む』15-16頁。

[25] 前掲『ある法学者の軌跡』28頁。

[26] 前掲『丸山眞男集　第十一集』158-159頁。

[27] 前掲『わが心の旅路』80-82頁。

[28] 前掲『ある法学者の軌跡』30頁。

[29] 前掲『丸山眞男回顧談（上）』211-212頁。

[30] 前掲『わが心の旅路』76頁。

[31] 前掲『丸山眞男回顧談（上）』211-212頁。

[32] 前掲『ある法学者の軌跡』33-35頁。

[33] 前掲『松本重治先生に聞く』20頁。

[34] 前掲『ある法学者の軌跡』58-76頁。川島自身，初回の報告で末広厳太郎に内容を叱責され，２回やり直したほどである。

[35] 黒木三郎編『山中康雄教授還暦記念論文集　近代法と現代法』（法律文化社，1973年）383頁。末広厳太郎については，次の通り。前掲『日本近現代人物履歴事典』275-276頁。

1912（明治45）年７月　東京帝国大学法科大学法律学科卒業（首席），大学院入学

1914（大正３）年７月　東京帝国大学法科大学助教授

1921（大正10）年４月　同法学部教授

[36] 前掲『東京大学百年史　部局史一』212頁。

[37] 内閣印刷局編『職員録』，文部省大臣官房秘書課編『文部省職員録』。参照することができた『職員録』は大正7-10，12-15，昭和2-18年度のもの，『文部省職員録』は大正５，８，12，14，昭和2-18年度のものである。参照に当たっては，国立国会図書館デジタルアーカイブスポータル（PORTA）（http：//porta.ndl.go.jp/）を用いた。

[38] 前掲『ある法学者の軌跡』49頁。

[39] 前掲『わが心の旅路』76頁。

[40] 前掲『文科諸学の研究及奨励に関する調査報告』209頁。

[41] 前掲『丸山眞男回顧談（上)』208頁。

[42] 丸山眞男「野田良之さんのこと」『丸山眞男集　第十二巻』(岩波書店，1996年）304頁。

[43] 前掲『法律論叢』第58巻第４・５合併号（1986年）694頁。ちなみに，辻と佐藤が1940（昭和15）年に依然として助手でいるのは，彼らがそれぞれ入営していたため助手の任期が延長されたためである。

[44] 潮見俊隆「戒能通孝　行動的な法社会学者」『法学セミナー』300号（日本評論社，1980年３月）165-166頁。

[45] 前掲『法律論叢』第58巻第４・５合併号，694頁。

[46] 戒能通孝『戒能通孝著作集』月報（日本評論社，1977年)。

[47] 前掲『わが心の旅路』79頁。

[48] 前掲『丸山眞男回顧談（上)』208-209頁。

[49] 前掲『政治学研究論集』第34号，25-27頁。

[50] 現在の学校教育法第92条では，大学の長は「学長」と定められている。ところが，戦前の大学制度を定めた帝国大学令，帝国大学官制や東京帝国大学官制では，大学の長は「総長」と定められていた。前掲『東京大学百年史　資料一』121，332，334頁。

[51] 高柳賢三については，次の通り。前掲『日本近現代人物履歴事典』307頁。

1912（明治45）年７月　東京帝国大学法科大学法律学科卒業，大学院入学

1913（大正２）年11月　東京帝国大学法科大学助教授

1921（大正10）年４月　同法学部教授

[52] 神川彦松については，次の通り。前掲『日本近現代人物履歴事典』161頁。

1915（大正４）年５月　東京帝国大学法科大学政治学科卒業，大学院入学

1917（大正６）年２月　東京帝国大学法科大学助教授

1923（大正12）年８月　同法学部教授

[53] 彼ら７人の略歴については，注16，17，20，21，35，51，52をそれぞれ参照せよ。彼らは全員第一高等学校の卒業生であり，高柳と末広以外は高等文官試験合格者である。

[54] この点について丸山は，前述の回顧談の中で次のような興味深い言を残している。松沢弘陽・植手通有編『丸山眞男回顧談（下)』(岩波書店，2006年）79-80頁。

> **松沢**　〔…〕先生が助教授になられて比較的早い時期の教授会のことをおっしゃっていましたが，同じ発言をしても，田中先生とか南原先生の発言は，能の舞台を見ているみたいだ，それと比べると，宮沢〔俊義〕先生の世代になると，ずっとハイカラでスマートだけれど，軽かったと。
>
> **丸山**　我妻〔栄〕先生以下と，その上とで世代が変わりました。もっと前に遡ると，また世代が違うらしいね。灰皿をぶつけたという話もある。牧歌時代のぼくにはぜんぜん考えられない。南原，田中と，よく隣合わせに並んでいます。それで激論でしょう。世代の変化は大きい。

我妻は民法学者であり，注18にあるように1922（大正11）年助教授に昇任している。その我妻だが，実は助手出身ではじめて東京帝国大学法学部助教授になった人物の一人である（もう一人は行政学者で辻清明の指導教授であった蠟山政道)。このことは，単なる偶然であろうか。